

【別添1】

競争参加者の資格に関する公示

「令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年1月30日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治

1 業務概要

掲示文兼入札説明書 3 業務概要による

2 申請の時期

令和8年1月30日（金）から同年2月9日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）。なお、「競争参加資格審査申請書」の提出時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請書の提出方法及び提出場所

申請書の入手方法：「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、別紙標準様式をダウンロードすることとする。

提出方法：申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー18階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

ストック再生企画部 計画第1課 電話：03-5600-2015

4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- ② 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- ③ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、「機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）
- ④ 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

⑤ 上記の他、詳細は入札説明書による。

(2) 業務形態

- 1) 構成員の業務分担が、業務の内容により、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- 2) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書は、「令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体協定書」及び「令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書」に従い作成すること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
4 (1) ④の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) ④の認定を受けていない構成員が4 (1) ④の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) ④の認定を受けていない構成員が、2に定める期間までに4 (1) ④の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は「令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続きに参加するためには、掲示文兼入札説明書（令和8年1月30日付東日本賃貸住宅本部長公示）に示すところにより、競争参加資格を認定されていなければならない。

以上

設計共同体協定書等作成の手引

設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする場合は、この手引きにより「競争参加資格審査申請書」、「設計共同体協定書」及び「委任状」を作成して下さい。

1 競争参加資格審査申請書

(1) 登録事業名、登録番号及び登録年月日

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の登録業種区分（「調査」に限る）、登録番号及び登録年月日を記入する。

(2) 日付

当該申請書の提出日とする。なお、設計共同体協定書もこれと同じ日付とする。

(3) 共同体名

設計共同体の構成員全員の社名を・（中点）で連ねた名称とする。なお、構成員の社名は、できるだけ省略する。

（例）「株○○○建築設計事務所」と「株△△・××建築研究所」が構成員の場合は、
「○○○・△△××設計共同体」とする。

2 設計共同体協定書

(1) 第2条（名称）

1（3）の共同体名を記載する。

(2) 第3条（事務所の所在地）

事務所の所在地を記載する。

(3) 第4条（成立の時期及び解散の時期）

成立の時期は、1（2）の日付を記載する。

(4) 第5条（構成員の住所及び名称）

設計共同体の構成員全員を記載する。なお、押印は不要です。

(5) 第6条（代表者の名称）

社名（商号又は名称）を記載する。

(6) 第8条（分担業務）

設計共同体の各構成員の分担業務を記載する。（一つの業務を複数の構成員で実施するがないように分担する。）

（例）「基本設計の総括責任者業務 （株○○○建築設計事務所）」

「基本設計の主任技術者及び意匠業務 （株△△・××建築研究所）」

なお、第2項の規定は、当機構との間に請負契約を締結した設計共同体のみに適用され、当該設計共同体には、別途、分担業務の価額を定める協定書を作成していただき、契約書の提出時に併せて提出していただきます。

(7) 第11条（取引金融機関）

設計共同体としての取引銀行名を記載する。

(8) 協定書の作成部数等

①「株式会社〇〇他〇社」は、設計共同体の代表者構成員の社名と代表者以外の構成員の数を記載する。

②「〇通」は、設計共同体の構成員全員の数を記載する。

なお、当該協定書は、当機構への提出用として、記載した数に1通（記名押印の上）を加えた部数を作成して下さい。

(9) 協定締結日

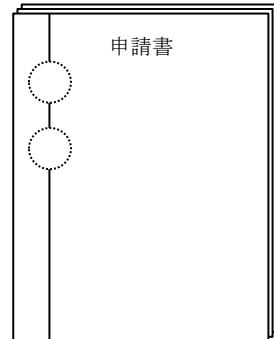
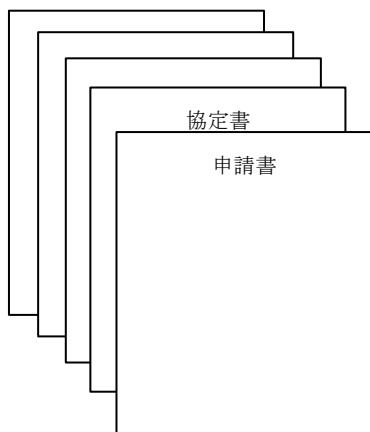
1 (2) の日付を記載する。

3 綴り方

1、2で作成した書類（分担業務の価額を定める協定書を除く）は、下図のように①競争参加資格審査申請書、②設計共同体協定書の順で一緒に綴り、左側を袋とじし、袋とじの境目（表と裏）に設計共同体の構成員全員の割印（袋とじにした場合、各ページ間の割印は不要）を押して下さい。

なお、これらの書類に収入印紙を貼付する必要はありません。

(綴り順)



(イ) 袋とじの境目に構成員全員の割印
を押して下さい。（裏面も同様）

(ロ) 各頁間の割印は必要ありません。

4 委任状

(1) 構成員の住所、商号又は名称及び代表者氏名

設計共同体の構成員全員を記載する。

(2) 代表者の住所、商号又は名称及び代表者氏名

設計共同体代表を記載する。

5 提出

3、4の書類 (別添様式1～3) は申請書提出時に、2(6)にある分担業務の価格を定める協定書 (別添様式4) は契約時に、それぞれご提出ください。

競争参加資格審査申請書

貴支社等で行われる「令和 8 年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名)		(構成比率 %)			
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(会社名)		(構成比率 %)			
登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部長 殿

設計共同体名 令和 8 年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体

(代表者) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話

F A X

(構成員) 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務

△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

一 令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務に関する業務」という。）

二 前号に付随する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、設計業務に関する業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 設計業務に関する業務を請け負うことができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に関する業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 △△株式会社

○○県○○市○○町○○番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、設計業務に関する業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、設計の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事实上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は、解散した場合においては、当該権利に関し委託者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の設計業務に関する業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○の○○業務 △△株式会社

○○の○○業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、設計業務に関する業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り請負契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が設計業務に関する業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいづれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、

残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他〇社は、上記のとおり令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務△△・××設計共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所

△△株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

住所

××株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

設計共同体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

設計共同体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

私は、次の設計共同体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部との令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務に関する業務について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所
設計共同体代表 商号又は名称
代表者氏名

印

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

△△・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書

令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務に関する業務については、△△・××設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務種類を次のとおり定める。

記

分担業務種類（消費税及び地方消費税の額を含む。）

○○の業務 △△株式会社 ○○円

○○の業務 ××株式会社 ○○円

○○株式会社他○社は上記のとおり分担業務類を定めたので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

令和8年度千葉エリア団地再生における活性化方策等検討業務

△△・××設計共同体

代表者 住所

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

住所

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印